

医師確保総合対策事業費

補正額 25,097千円

県内での医師定着と、医師確保困難科の医師を確保するためには、医学生および臨床研修医になった時点から早期に働きかけることが重要である。

また、現在、在宅中の女性医師の臨床復帰は、県内の医師不足に対処する直接的な方策として有効であるとともに、子育て中の女性医師を支援することは、離職防止とともに、さらなる医師不足の防止ともなる。

こうしたことから、18年度補正予算で創設した「滋賀県医師確保対策基金」を活用した以下の事業を通して、県内の医師確保に努める。

下記の事業のほか、基金利子積立額（1,097千円を含む）

1. 積極的な医師の養成

(1) 医学生修学資金貸付事業（補正予算額 5,400千円）

（補正額） 1,800千円×3名 = 5,400千円

（貸付対象者） 小児科・産科等を目指す大学医学部または医科大学の3回生 3名

（貸付内容） 年額1,800千円を卒業までの4年間貸し付ける
学生一人につき、1,800千円×4年間 = 7,200千円

（返還免除条件）

- ・貸付を受けた学生は、卒業後5年間、滋賀県内の医療機関で就業すること。
- ・また、専門研修期間の内、2年間は滋賀県の指定する医療機関で就業すること。

卒業後5年間とは、臨床研修医として2年間、小児科・産科等の専門研修医として3年間

(2) 臨床研修医研修資金貸付事業（補正予算額 5,400千円）

（補正額） 1,800千円×3名 = 5,400千円

（貸付対象者） 小児科・産科等を目指し、県内の公的病院や大学病院で研修を実施する臨床研修医 3名

（貸付内容） 年額1,800千円を最長2年間貸し付ける
臨床研修医一人につき、1,800千円×2年間 = 3,600千円

（返還免除条件）

- ・貸付を受けた臨床研修医は、研修終了後、貸付期間と同期間、滋賀県が指定する医療機関の小児科・産科等で就業すること。

2. 女性医師の働きやすい環境づくり

(1) 女性医師臨床復帰奨励事業(補正予算額 6,000千円)

結婚・出産等により臨床から離れている女性医師の再就業(臨床復帰)を奨励するとともに、県内の公立・公的病院等での勤務を促すため、臨床復帰時に必要な支度金を貸し付ける。なお、支度金貸付後、1年間、県内の公立・公的病院等で勤務した場合には、その貸付金の返還を免除する。

(補正額) $2,400\text{千円} \times 1/2 \times 5\text{名} = 6,000\text{千円}$

(貸付対象者) 結婚・出産等により臨床から2年以上離れている女性医師 5名

(貸付内容・貸付条件)

- ・臨床復帰し、県内の公立・公的病院等で勤務するという条件を了承した場合に、年額2,400千円を貸し付ける(県・病院がそれぞれ1/2ずつ負担)。
- ・当該貸付は、同一人に対して、最高2回までとする。

(返還免除条件)

- ・臨床復帰後1年間、実際に県内の公立・公的病院等で勤務した場合。

(2) 女性医師保育支援事業(補正予算額 7,200千円)

県内の公立・公的病院等で勤務する、小学校3年生までの子どもをもつ女性医師の内、休日・夜間の出勤時(緊急呼び出しによる出勤を含む)当該女性医師自身・子どもの病気等により、子どもの保育を個別に依頼した場合に、その要した費用の一部を補助する。

(補正額) $360\text{千円} \times 8/12\text{ヶ月} \times 30\text{人} = 7,200\text{千円}$
(当該事業の今年度実施期間 19年8月~20年3月(8ヶ月))

(補助対象者)

県内の公立・公的病院等で勤務する、小学校3年生までの子どもをもつ女性医師の内、子どもの保育を家族以外の者へ依頼する女性医師が勤務する病院

(補助内容)

- ・上記補助対象となる病院に勤務する女性医師が、休日・夜間の出勤時(緊急呼び出しによる出勤を含む)自己・子どもの病気等により、子どもの保育を個別に依頼した場合に、その要した費用の一部を補助する。
- ・県の補助率は、対象経費の1/4とし、県以外の負担割合は、病院1/4、本人1/2とする。
- ・一人あたり $2,000\text{円} \times 10\text{時間} \times 6\text{日} \times 12\text{月} \times 1/4 = 360,000\text{円}$ (上限)